

## 奈良県告示第五百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 施行者の名称

河合町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業河合町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十八年十二月十六日から平成三十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

変更後の事業地

#### (一) 収用の部分

なし

#### (二) 使用の部分

昭和五十五年十二月奈良県告示第六百九号、昭和五十七年十二月奈良県告示第四百八十五号、昭和六十一年三月奈良県告示第八百四十六号、平成元年七月奈良県告示第二百七号、平成四年八月奈良県告示第三百三十六号、平成七年十一月奈良県告示第五十九号、平成十二年十月奈良県告示第二百八十三号、平成十七年三月奈良県告示第五百六十号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十七号の事業地のうち河合町大字河合及び大字長楽地内において事業地を変更し、河合町泉台一丁目を削る。